

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科入学者選抜に関する内規

〔平成10年6月12日〕
連合農学研究科規則第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、鳥取大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第43条の規定に基づき、鳥取大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の入学者の選抜に関する必要な事項を定めるものとする。

(代議委員会への付託)

第2条 研究科委員会は、入学者の選抜に関する次の各号に掲げる事項を代議委員会に付託する。

- (1) 学生の募集に関すること。
- (2) 出願資格に関すること。
- (3) 入学者の選抜方法に関すること。

第2章 出願資格認定審査

(出願資格認定審査)

第3条 代議委員会は、大学院学則第41条第7号に規定する入学資格に基づき志願しようとする者がある場合は、その者の出願書類を受理する前に、出願資格認定のための書類審査（以下「出願資格認定審査」という。）を行い、その結果を志願しようとする者に通知するものとする。

2 代議委員会は、前項の出願資格認定審査を次の各号に掲げる事項により実施するものとする。

- (1) 経歴調査 大学の学部卒業後2年以上の教育、研究歴の有無及びその内容についての調査
- (2) 業績審査 修士論文と同等以上の価値ある研究業績の有無についての審査

3 代議委員会は、前項の出願資格認定審査を実施するために必要な研究分野の研究科教員を審査委員として加えることができる。

第3章 入学者選抜

(入学者選抜方法)

第4条 入学者の選抜は、口頭試問、学業成績証明書及びその他必要と認める資料を総合して判定するものとする。

(口頭試問)

第5条 入学者選抜の口頭試問は、修士論文又は修士論文相当の論文等を中心にして行う。

(入学試験委員会)

第6条 入学者の選抜を行うため、入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）を置く。

第7条 入試委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 第9条に定める口頭試問委員会委員

2 入試委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には研究科長を、副委員長には副研究科長をもって充てる。

3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(口頭試問委員会)

第8条 入試委員会に、次の各号に掲げる事項を処理するため、入学志願者のある連合講座ごと、又は入学志願者ごとに入学者選抜口頭試問委員会(以下本章において「口頭試問委員会」という。)を置く。

- (1) 口頭試問の評点に関する事。
- (2) その他口頭試問の実施に関する事。

(口頭試問委員会の委員)

第9条 口頭試問委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 入学志願者の主指導教員予定者及び副指導教員予定者
- (2) 入学志願者のいない構成大学から選出された当該連合講座の研究科教員各1名。ただし、当該連合講座の研究科教員がいない場合は、当該連合講座を構成する専攻に所属する主指導教員資格者とする。
- (3) 入学志願者ごとに口頭試問委員会を置く場合は、前号までの規定にかかわらず、入学志願者の主指導教員予定者を含む各構成大学から研究科教員1名以上。

2 前項の委員は、研究科長が委嘱し、任期は委嘱の日から合格者の発表の日までとする。

(口頭試問委員会の委員長)

第10条 口頭試問委員会に委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 口頭試問委員会の委員長は、試問の評点結果を研究科長に報告するものとする。

(合否の判定)

第11条 研究科長は、前条第2項に規定する報告に基づき、代議委員会及び研究科委員会の議を経て合否の判定を行うものとする。

第4章 雑則

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、代議委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

1 この内規は、平成10年6月12日から施行する。

2 鳥取大学大学院連合農学研究科入学者選抜に関する内規(平成元年5月29日制定)は、廃止する。

附 則(平成16年5月14日連合農学研究科規則第6号)

この内規は、平成16年5月14日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科入学者選抜に関する内規の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年9月3日連合農学研究科規則第10号)

この内規は、平成16年9月3日から施行する。

附 則(平成27年2月13日連合農学研究科規則第4号)

この内規は、平成27年2月13日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科入学者選抜に関する内規の規定は、平成26年11月10日から適用する。

附 則(平成28年2月19日連合農学研究科規則第7号)

この内規は、平成28年2月19日から施行する。